

2月の税務カレンダー

- ☆2/16～3/15 平成28年分確定申告
- ☆2/1～3/15 贈与税の申告
- ☆固定資産税第4期分納税
- ☆1月分源泉所得税住民税の納税・・・2/10
- ☆平成28年12月決算法人の確定申告
- ☆6月決算法人の中間申告(法人・消費)
- ☆税理士記念日・・・2/23



【税務耳より情報】

2月4日は、立春です。暦の上では、春到来！つい最近年が明けたのに、もう1月が終わり、いよいよ今年も2月16日より確定申告業務がスタートします。こんな方は所得税が戻ってきます。

☆勤務先で年末調整されていない方(途中退職や2ヶ所以上で勤務されていた方) ☆医療費(足り額は、10万もしくは合計所得の5%)ある方・・・医療費は、同一生計の方の医療費もOK。また病院に行くための交通費も含まれます ☆平成28年中に災害・盗難・横領により、資産に損害を受けた方

【セルフメディケーション税制が今年1月からスタート】

セルフメディケーションとは、「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」(WHO)。そして、その推進を目的として創設された新しい所得控除制度が1月1日からスタートしました。対象となるスイッチOTC医薬品を年間1万2千円以上購入すると、その購入費用について所得控除を受けることができます。*詳細は担当者にご相談ください。

《ちょっとランチタイム》

今回は、深谷市の花園インターチェンジ近くの「花園フォレスト」さんです。ここは、バラ園のあるスイーツのテーマパークです。「ピエール・ド・ロンサール」では、ランチバイキングがあり、午後3時から6時迄は、スイーツバイキングとなります。チョコレートフォンデュもあり、この日のスイーツの種類は、全部で18種類でした。ソフトドリンクもフリーです。大人ひとり850円でスイーツ食べ放題！甘党の方、美味しいケーキは、いかがでしょうか？



《社労士法人よりお知らせ》

割増賃金の基礎となる賃金について

時間外手当を抑えるために、基本給を下げ、各種手当を設定したら大丈夫か？と質問をよく受けます。しかし、割増賃金の基礎となる賃金から除外できるものは、

①家族手当 ②通勤手当 ③別居手当 ④子女教育手当 ⑤住宅手当 ⑥臨時の支払われた賃金 ⑦1か月を超える期間ごとに支払われる賃金と、限定列挙されています。他の名目、例えば資格手当を設定しても、割増賃金の基礎となります。また、上記に挙げた除外されるものでも、扶養人数に関係なく一律に支払っている、住宅の形態ごとに一律に定額で支給している場合などは、割増賃金の基礎から除外できないこともありますので、注意して下さい。

割増賃金の基礎となる賃金については、厚生労働省のホームページにありますので、参考にしてください。不明な点がありましたら、会計担当者にご相談ください。

限度額適用認定証について

医療機関等の窓口での支払いが高額な負担となった場合は、あとから申請することにより自己負担限度額を超えた額が払い戻される「高額療養費制度」があります。

しかし、あとから払い戻されるとはいえ、一時的な支払いは大きな負担になります。

70歳未満(※)の方であれば「限度額適用認定証」を保険証と併せて医療機関等の窓口で提示すると、1ヵ月(1日から月末まで)の窓口での支払いが自己負担限度額までに抑えることができます。

※70歳以上で所得区分が一般、現役並み所得の方は「高齢受給者証」を提示することによって自己負担限度額までの支払いとなります。

《所員オススメ図書・映画③》

◆21世紀の戦争と平和◆著者:孫崎 亨 作(徳間書店)

本書は昨年6月から18歳以上の国民すべてが投票に参加できることになったことに伴い、高校生にも今の国際政治を理解してもらいたいと昨年6月30日に発刊されました。

先の時期に出版されたにもかかわらず、冒頭文書が「トランプは日本の核武装を示唆…」で始まります。それ以外にも5ヵ所にトランプが登場します。さすが元外務省・国際情報局長の経歴はだてではないと感じさせます。

内容は副題に「きみが知るべき日米関係の真実」にあるように戦後の米国からの圧力に対する日本(政府)の葛藤を冷戦後の米国の戦略中心に展開され、マスコミメディアでは知ることの出来ない内容に『違和感』を感じることはしばしばですが、示唆に富んでいます。

最後にモノ事の真実の見極め方として、「ある主張が『事実』『解釈』『結論』の三つが論理的に整合しているか」との提言は、今後活かしたいと思いました。